定　　款

平成２４年１２月

社団法人　秋田県青果物価格安定基金協会

社団法人秋田県青果物価格安定基金協会定款

設立　昭和４５年　５　月２７日　認可
変更　昭和４７年　１　月１７日　認可
変更　昭和５１年　８　月１８日　認可
変更　昭和５２年　６　月　７　日　認可
変更　昭和５６年　５　月　６　日　認可
変更　昭和６３年　３　月３０日　認可
変更　平成　元　年　３　月１７日　認可
変更　平成　５　年　６　月　７　日　認可
変更　平成　７　年　６　月２０日　認可
変更　平成１１年　７　月　８　日　認可
変更　平成１３年　７　月２６日　認可
変更　平成１４年　７　月１６日　認可
変更　平成１４年１０月３１日　認可
変更　平成１５年　７　月２３日　認可
変更　平成１６年　１　月　８　日　認可
変更　平成１６年　４　月１３日　認可
変更　平成１９年　９　月　４　日　認可
変更　平成２３年　３　月３０日　認可
変更　平成２４年１２月１２日　認可

第１章　総　　則

（名　　称）
第１条　この法人は、社団法人秋田県青果物価格安定基金協会（以下「協会」という。）と称する。

（事　務　所）
第２条　この協会は、事務所を　秋田市八橋南二丁目１０番１６号に置く。

（目　　的）
第３条　この協会は、青果物等の価格が著しく低落した場合に、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金を交付する事業、青果物等の安定的な生産出荷の推進、青果物等の生産者の経営の支援及び青果物等の需要の拡大等を図るための事業を実施することにより、青果物等を生産する生産者の経営安定と消費者への青果物等の安定供給に寄与するとともに青果物等の需要と供給の安定的拡大と秋田県農業の発展を図ることを目的とする。

（事　　業）
第４条　この協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
（１）協会の会員のうち、次の事業を実施しようとする者からの負担金等による交付準備金の造成及びこれらの者に対する補給金の交付

ア　秋田県園芸作物価格補償事業
イ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
ウ　契約特定野菜等安定供給促進事業
エ　果実の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業
（２）協会の会員のうち、次の事業を実施する者に対する補助金の交付
ア　青果物消費拡大対策事業
イ　果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業
ウ　優良な品目又は品種への転換等果樹の農家の経営を支援するための事業
（３）第１号エ及び第２号イ、ウに掲げる事業以外の果実生産及び出荷の安定に関する事業
（４）指定野菜価格安定対策資金又は契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業
（５）その他、協会の目的を達成するために必要な事業

（区　　域）
第５条　この協会の事業活動の区域は、秋田県の区域とする。

（広　　告）
第６条　この協会の広告は、協会の掲示板に掲示し、必要があるときは書面をもって会員に通知するものとする。

第２章　会　　員

（会　　員）
第７条　この協会の会員は、次の各号に掲げる者とする。
２　正会員
（１）農業協同組合
（２）農業協同組合連合会
（３）果実生産出荷団体
（４）県
（５）市町村
（６）中央果実生産出荷安定基金協会（以下「中央基金協会」という。）
（７）その他協会の目的に賛同する者
３　準会員
（１）相当規模生産者

（寄託金及び会費）
第８条　この協会は、財政基盤の強化のため、会員から必要に応じて寄託金を引き受けることができる。
２　寄託金１口の金額は、１０万円とし全額を一時に預けるものとする。
３　この協会は、会員が脱退し、寄託金の払い戻し請求があったときは、寄託金を返還するものとする。
ただし、脱退した日から１年を経過した場合には、この限りでない。
４　この協会は、脱退した会員が協会に対して支払うべき債務があるときは、前項の規

定により返還すべき額と相殺することができる。
５　準会員は、毎年理事会で別に定める会費を、所定の期日までに納入しなければならない。
　なお、所定の期日までに会費の納入がなかったときは、準会員の資格を喪失するものとする。

（加　　入）
第９条　この協会の正会員になろうとする者は、名称、主たる事務所の所在地を記載した加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けるものとする。ただし、秋田県及び中央基金協会以外の者にあっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）地方公共団体及び法人にあっては、定款又は寄付行為並びに代表権を有する者の氏名及び住所を記載した書面
（２）その他理事会が必要と認めた書面
２　会長は、前項の承認があったときは、その旨を当該申込者に通知する。
３　準会員になろうとする者は、所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

（退　　会）
第１０条　会員は次の各号の一に該当する場合には退会する。
（１）解散したとき。
（２）除名されたとき。
２　前項に定めるもののほか、会員は退会しようとするときは、６か月前までに会長が別に定める退会届を会長に提出して、事業年度の終わりにおいて退会することができる。ただし、会長がその会員に対して、退会を承認しない旨通知した場合はこの限りでない。
３　会長は、その会員の退会により業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ前項ただし書きの通知をしてはならないものとする。

（除　　名）
第１１条　この協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。
（１）定款若しくは業務方法書に違反し、又は総会の議決を無視する行為をしたとき。
（２）協会の事業を妨げ、又は協会の信用を失わせる行為をしたとき。
２　前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、総会の開会の月の１０日前までに文書により通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。
３　会長は、除名の議決があったときは、その理由を明らかにした文書によりその会員に通知するものとする。

（届　　出）
第１２条　会員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。
（１）会員たる資格を失ったとき。
（２）名称及び氏名又は主たる事務所の所在地及び住所の変更があったとき。

（３）地方公共団体及びその他の法人にあっては、定款若しくは寄付行為又は代表権を有する者の氏名若しくは住所の変更があったとき。

第３章　役　　員　　等

（種別及び選任）
第１３条　この協会に、次の役員を置く。
（１）理　事　１０人以上、１５人以内
（２）監　事　３人
２　役員は、正会員たる団体の代表者又は学識経験を有する者のうちから総会において選任する。
３　理事は、互選により会長１人、副会長２人以内を定める。
４　理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（職　　務）
第１４条　会長は、この協会を代表し、業務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は、会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
３　監事は、民法第５９条の職務を行う。

（任　　期）
第１５条　役員の任期は、２年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　役員は、再任されることができる。
３　役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解　　任）
第１６条　役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

（報　　酬）
第１７条　役員は、無報酬とする。

第４章　総　　会

（構　　成）
第１８条　総会は、正会員をもって構成する。

（種　　別）
第１９条　総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
２　通常総会は、毎事業年度終了後３か月以内に開催する。
３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認めたとき。
（２）正会員総数の３分の１以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（議決事項）
第２０条　総会は、この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
（１）定款及び業務方法書の変更
（２）解散
（３）事業計画及び収支予算の決定又は変更
（４）事業報告、収支決算及び財産目録の承認
（５）その他理事会において必要と認めた事項

（招　　集）
第２１条　総会は、会長が招集する。
２　会長は、第１９条第３項の第２号の規定による請求があったときは、その日から２０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開会の日の１０日前までに通知しなければならない。

（議　　長）
第２２条　総会の議長は、会長がこれに当たる。

（定　足　数）
第２３条　総会は、正会員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

（議　　決）
第２４条　総会においては、第２１条第３項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、第２０条各号に掲げる事項及び解散の場合の残余財産の処分を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。
２　正会員は総会において、各１個の議決権を有する。
３　総会の議決は、次条に規定する場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別議決）
第２５条　次に掲げる事項は、総会において、出席した正会員の議決権の３分の２以上の議決をもって決しなければならない。
（１）定款及び業務方法書の変更
（２）解散及び解散の場合の残余財産の処分
（３）会員の除名

（書面又は代理人による議決）
第２６条　正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
２　前項の書面は、総会の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。

３　第１項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
４　第１項の規定により議決権を行使する者は、出席正会員とみなす。

（議　事　録）
第２７条　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）総会の日時及び場所
（２）正会員の現在数及び総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
（３）審議事項及び議決事項
（４）議事の経過の概要及びその結果
（５）議事録署名人の選出に関する事項
２　議事録には、議長及び出席正会員の中からその総会において選出された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。
３　議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

第５章　理　　事　　会

（構　　成）
第２８条　理事会は、理事をもって構成する。

（機　　能）
第２９条　理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。
（１）総会の議決した事項の執行に関すること。
（２）総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。
（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

（招　　集）
第３０条　理事会は、必要に応じ、会長が招集する。
２　会長は、理事の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して理事会招集の請求があったときは、遅滞なく理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、あらかじめその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

（議　　長）
第３１条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数等）
第３２条　理事会には、第２３条、第２４条第２項及び第２７条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのはそれぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第６章　業務の執行及び会計

（事業年度）
第３３条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日までに終わるものとする。

（業務方法書）
第３４条　次の事項は、業務方法書の定めるところによる。
（１）補給金及び補助金の額及び交付に関する事項
（２）交付準備金の造成に関する事項
（３）補給金及び補助金の交付を受ける者の守るべき条件に関する事項
（４）秋田県園芸作物価格補償事業に関する事項
（５）特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に関する事項
（６）契約特定野菜等安定供給促進事業に関する事項
（７）果実等生産出荷安定対策事業に関する事項
２　業務方法書を制定し又は変更するときは、秋田県知事の承認を受けなければならない。

（資産の構成）
第３５条　この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）賦課金及び事務費負担金
（２）負担金及び拠出金
（３）寄付金
（４）地方公共団体からの補助金等
（５）中央基金協会からの補助金
（６）資産から生ずる収入
（７）その他の収入

（資産の経理区分）
第３６条　協会の資産は、次の各号に掲げる区分ごとに経理するものとする。
（１）秋田県園芸作物価格補償事業資産
（２）特定野菜供給産地育成価格差補給事業資産
（３）契約特定野菜等安定供給促進事業資産
（４）果実計画生産推進事業資産
（５）果実緊急需給調整特別対策事業資産
（６）青果物消費拡大対策事業資産
２　前項各号に規定する資産は、これを基本財産、特別資金、特別積立金、普通財産及び交付準備金に区分する。
３　第１項各号に規定する資産の執行については、この定款及び業務方法書によるほか、理事会で定める。

（基本財産）
第３７条　基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
（１）基本財産とすることを指定して寄付された又は、交付された財産
（２）その他基本財産に繰り入れるとされた財産
２　基本財産は、他の方法がなくて、補給金の財源に充てるために行った借入金の償還

に充てる場合を除き、これを処分してはならない。
３　協会は、前項の規定により基本財産の取崩しを行う場合にあっては、理事会の承認を受けかつ総会の議決を受けなければならない。
４　基本財産の運用により生じた利益は、本協会の管理運営に要する経費及び第４６条の規定に基づく借入金の利息の支払に充てる。

（特別資金及び特別積立金）
第３８条　特別資金は、第４０条第３項第３号及び第４号の交付準備金運用益をもって造成する。
２　特別資金の運用により生じた利益の取扱は、業務方法書に定めるところによるものとする。
３　特別積立金は、第４４条第２項の剰余金をもって造成する。
４　特別積立金の取り崩しを行う場合にあっては、理事会の承認を受けなければならない。

（普通財産）
第３９条　普通財産は、果実関係普通財産と野菜関係普通財産とする。
２　果実関係普通財産は、果実関係基本財産、特別資金並びに第４０条第３項第３号及び第４号の交付準備金以外の資産とする。
３　野菜関係普通財産は、野菜関係基本財産、特別積立金並びに第４０条第３項第１号、第２号及び第５号の交付準備金以外の資産とする。

（交付準備金）
第４０条　交付準備金は、次に掲げるものをもって構成する。
（１）負担金及び拠出金
（２）交付準備金の造成に充てることを指定して交付された補助金
（３）交付準備金の造成に充てることを指定して寄付された財産
（４）第４４条の規定により交付準備金に繰り入れることとされた財産
（５）第４項の規定により交付準備金に繰り入れることとされた財産
２　交付準備金は、補給金及び補てん金（以下「補給金等」という。）の交付に充てる場合及び業務対象年間の終了時に負担金を返戻する場合並びに補助金を返還する場合を除き、これを処分してはならない。
３　交付準備金は、次の区分ごとに区分して経理しなければならない。
（１）秋田県園芸作物価格補償事業資金
（２）特定野菜等供給産地育成価格差補給事業資金
（３）契約特定野菜等安定供給促進事業資金
（４）果実計画生産推進資金
（５）果実緊急需給調整資金
（６）青果物消費拡大対策事業資金
４　前項第１号、第２号及び第５号の交付準備金の運用により生じた利益は、本協会の管理運営に要する経費に充てるほか、前項第３号及び第４号の交付準備金の運用により生じた利益の取扱は、業務方法書の定めるところによるものとする。

（資産の管理）
第４１条　この協会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は次項の規定によるほか、

理事会の議決を経て別に定める。
２　資産のうち、現金は、次に掲げる方法によって運用するものとする。
（１）郵便局への預金
（２）理事会の議決を経て定めた金融機関への預金
（３）国債、地方債その他理事会の議決を経て定めた有価証券の取得

（管理費等の支弁の方法）
第４２条　この協会の管理費及び第４条第１項に掲げる事業に要する経費は、普通財産をもって支弁する。

（賦課金及び事務費負担金）
第４３条　この協会は、事業の運営管理費に充てるため賦課金の賦課及び事務費負担金の徴収を行うことができる。
２　会員は、前項の賦課金及び事務費負担金の納入について相殺をもって協会に対抗することができない。
３　第１項の賦課金の額、賦課の方法、徴収時期及び徴収方法は総会でこれを定めるとともに、事務費負担金にあっては、負担金の額、負担の方法、徴収時期及び徴収方法は理事会で定める。

（剰　余　金）
第４４条　この協会は、毎事業年度において普通財産に剰余が生じたときは、次のとおりとする。
（１）果実関係普通財産に剰余が生じたときは、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越すか、又は交付準備金に繰り入れるものとする。
（２）野菜関係普通財産に剰余が生じたときは、理事会の承認を受けかつ総会の議決を受けた使途に充てるものとする。

（欠損金の繰越し）
第４５条　この協会は、毎事業年度において、普通財産に欠損が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

（借　入　金）
第４６条　この協会は、管理費及び第４条第１項に掲げる事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会の議決を経て、その事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入をすることができる。ただし、資金不足のため償還することができない金額に限りこれを借り換えることができるものとする。

（事業計画及び予算）
第４７条　この協会の、事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

（事業報告書等の監査等）
第４８条　会長は、毎事業年度終了後遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告書

（２）収支に関する決算書類
（３）財産目録
２　監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
３　会長は、第１項の書類及び前項の報告書について、総会の承認を受けた後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

（事業報告書等の報告）
第４９条　会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を知事及び中央基金協会理事長に提出するものとする。
（１）当該事業年度の事業報告書
（２）当該事業年度の収支決算書
（３）当該事業年度末における財産目録
（４）次事業年度の事業計画及び収支予算書
（５）前各号の書類を議決又は承認した総会の議事録の写し

第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第５０条　この定款は、総会の議決を経、かつ秋田県知事の認可を受けなければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）
第５１条　この協会は、民法第６８条第１項第２号から第４号まで及び同条第２項の規定により解散する。
２　この協会は、中央基金協会からの預り出資金及び補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和３０年法律第１７９号）第１８条に基づき、返還するものとする。
３　解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ秋田県知事の認可を受けて、この協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　事　　務　　局

（設　置　等）
第５２条　この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長及び職員は、会長が任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

第９章　雑　　則

（委　　任）

第５３条　この定款に定めるもののほか、この協会の運営等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
２　会長は、規定を制定し又は変更したときは、中央基金協会理事長に届け出るものとする。

附　　則

１　この定款は、知事の認可のあった日から施行する。
２　協会の事業年度は、定款第２９条の規定にかかわらず、昭和４６年度に限り昭和４６年１月１日から昭和４７年３月３１日までとする。
３　この定款施行時において役員である者の任期は第１６条第１項の規定にかかわらず、昭和４９年３月３１日までとする。
昭和４７年１月１７日　変更認可

附　　則

１　この定款は、知事の認可のあった日から施行する。
昭和５１年８月１８日　変更認可

附　　則

１　この定款は、知事の認可のあった日から施行する。
昭和５２年６月７日　変更認可

附　　則

１　この定款は、知事の認可のあった日から施行する。
昭和５６年５月６日　変更認可

附　　則

１　この定款は、知事の認可のあった日から施行する。
昭和６３年３月３０日　変更認可

附　　則

１　この定款は、知事の認可のあった日から施行し、昭和６３年４月１日から適用する。
平成元年３月１７日　変更認可

附　　則

１　この定款は、知事の認可のあった日から施行し、平成５年４月１日から適用する。
平成５年６月７日　変更認可

附　　則

１　この定款は、知事の認可のあった日（平成７年６月２０日）から施行する。
平成７年６月２０日　変更認可

附　　則

1　この定款は、知事の認可のあった日から施行し、平成１１年６月２９日から適用する。

平成１１年７月８日　変更認可

附　　則

1　この定款は、知事の認可のあった日から施行し、平成１３年４月１１日から適用する。

平成１３年７月２６日　変更認可

附　　則

1　この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

平成１４年７月１６日　変更認可

附　　則

1　この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

平成１４年１０月３１日　変更認可

附　　則

1　この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

平成１５年７月２３日　変更認可

附　　則

1　この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

平成１６年１月８日　変更認可

附　　則

1　この定款は、知事の認可のあった日から施行し、平成１６年４月１日より適用する。

平成１６年４月１３日　変更認可

附　　則

1　この定款は、知事の認可のあった日から施行し、平成１９年４月１日より適用する。

平成１９年９月４日　変更認可

附　　則

1　この定款は、知事の認可のあった日から施行し、平成２３年３月３１日より適用する。

2　この定款の変更施行の際、現に変更前の定款第８条の規定により出資され及び同定款第４０条第１号の規定により基本財産を構成していた出資金は、それぞれ変更後の定款第８条の規定により預けられた預り出資金とみなす。

また、現に変更前の定款第１６条第２項ただし書きの規定により選任された監事にあっては、なお従前の例によるものとし、任期にあっては、直近に到来する任期満了日までとする。

平成２３年３月３０日　変更認可

附　　則

１　この定款は、知事の認可のあった日から施行する。

平成２４年１２月１２日　変更認可